

HIV・性感染症検査の受検者枠を拡大しました

近年、性感染症は増加傾向にあり、特に梅毒は顕著に増加しています。性感染症は、感染していても症状が出ないことが多いため、検査を受けることが大切です。

性感染症に感染しているか心配な場合は、全国の保健所で無料・匿名で検査を受けられます。

本庄保健所では令和8年6月から、検査枠を6名から10名に拡大し、より多くのかたに検査をお受けいただけるようになりました。

○実施日時（予約制） 毎月第2・4水曜日 午前9時30分～10時30分

○検査内容 血液検査

○検査項目 HIV、梅毒、B型肝炎、C型肝炎、クラミジア

○費用 無料

予約は本庄保健所のホームページから可能です。検査をご希望されるかたはぜひお申し込みください。お住いの地域に関わらず、どなたでも検査を受けることができます。

詳細についてはホームページをご覧ください。

問合せ＝本庄保健所 ☎22-6481



本庄保健所
ホームページ

農業用水の適正利用と節水にご協力ください

農業用水は、農業者の皆さんが共同で利用する大切な水資源です。

限りある水を有効に活用し、安定した農業用水を確保するため、適正な利用と節水にご協力をお願いします。

特に、次の点にご注意ください。

- ・必要以上に農業用水を流したままにしない。
- ・ほ場を離れる際は、水口を閉める、または水量を調整する。
- ・水位や流入量をこまめに確認し、必要な量だけを使用する。
- ・用水路の上流・下流の利用者に配慮して使用する。



農業用水のかけ流しや過剰な取水は、水不足や用水路の水位低下、下流地域での取水への影響につながるおそれがあります。農業者の皆さん一人ひとりの心がけが、地域全体の安定した農業用水の確保につながります。農業用水を大切に使うため、適正利用と節水へのご理解、ご協力をお願いします。

問合せ＝農林商工課 農工業推進係 ☎76-5133

手話奉仕員養成講座＜入門課程＞開催

初めて手話を学ぶかたを対象に、耳が聞こえない人たちとのコミュニケーション手段である手話を学び、手話で日常会話ができる技術を習得するとともに、関連する福祉制度や聞こえない人への理解と認識を深めるための講座です。

日時 令和8年9月4日(金)～令和9年2月12日(金) 毎週金曜日
午後1時30分～3時30分 全23回（1月1日を除く）

会場 本庄ガス ECO はにぼんプラザ 活動室E

講師 本庄市児玉郡広域聴覚障害者福祉協会会員および本庄市児玉郡広域手話通訳問題研究会会員

対象 本庄市児玉郡在住・在勤で、初めて手話を学ぶかた

定員 20名

費用 4,290円（テキスト代）

申込 8月10日(月)から電話または本庄市社会福祉協議会窓口にて申込み

問合せ＝本庄市社会福祉協議会 ☎22-7275

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の自己負担限度額について 令和8年8月から高額療養費制度が見直されます



70歳未満の国民健康保険被保険者のかたの自己負担限度額（月額）

所得区分※1	区分	3回目まで	4回目以降※2	年間上限	入院したときの食費 （1食につき）
901万円超	（ア）	270,300円 〔総医療費が901,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算〕	140,100円	1,680,000円	550円
600万円超 901万円以下	（イ）	179,100円 〔総医療費が597,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算〕	93,000円	1,110,000円	550円
210万円超 600万円以下	（ウ）	85,800円 〔総医療費が286,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算〕	44,400円	530,000円	550円
210万円以下 （住民税非課税世帯を除く）	（エ）	61,500円	44,400円	530,000円	550円
住民税非課税世帯	（オ）	36,900円	24,600円	290,000円	90日までの入院 270円 90日を超える入院 220円※3

※1 所得とは、年間の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額です。

※2 過去12か月間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。

※3 過去12か月間に90日を超える入院があったとき、長期入院該当の申請が必要です。

70～74歳の国民健康保険被保険者のかたの自己負担限度額(月額)・ 後期高齢者医療制度被保険者のかたの自己負担限度額（月額）



区分	外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）	4回目以降※4	年間上限	入院したときの食費 （1食につき）
現役並み所得者Ⅲ （課税所得690万円以上）	270,300円 〔総医療費が901,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算〕		140,100円	1,680,000円	550円
現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万円以上）	179,100円 〔総医療費が597,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算〕		93,000円	1,110,000円	550円
現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上）	85,800円 〔総医療費が286,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算〕		44,400円	530,000円	550円
一般※1	22,000円	61,500円	44,400円	外来 216,000円 外来+入院 530,000円	550円
低所得者Ⅱ※2	11,000円	25,700円	24,600円	外来 96,000円 外来+入院 290,000円	90日までの入院 270円 90日を超える入院 220円※5
低所得者Ⅰ※3	8,000円	15,700円	－	180,000円	130円

※1 後期高齢者医療制度被保険者のかたで、一般Ⅱおよび一般Ⅰの区分のかたを含みます。

※2 同じ世帯の全員が住民税非課税である世帯のかた。

※3 同じ世帯の全員が住民税非課税であって、その全員の所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる世帯のかた。

※4 過去12か月間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。

※5 過去12か月間に90日を超える入院があったとき、長期入院該当の申請が必要です。